

「ねんきん定期便」で 年金記録が確認できます

ねんきん定期便

毎年1回、誕生月に日本年金機構から国民年金及び厚生年金保険の加入者（被保険者）の方に送付される記録情報で、「50歳未満」「50歳以上」「35歳・45歳・59歳」と年齢によって送付される内容が違います。記載内容は「加入期間」「概算の年金受給額」「(50歳以上の方限定) 65歳以降から受給できる年金額の詳細」「(35歳・45歳・59歳のみ) 全期間の加入実績」などがあります。最近の月別状況は「国民年金」「厚生年金保険」の加入内容や保険料納付額などが記載されており、記録漏れがないかのチェックを促しています。

(例) 50歳未満の方への通知で確認

平成31年度「ねんきん定期便」(50歳未満) ウラ

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担分) 一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金(a)	国民年金(非納付期間を除く)	厚生年金保険(b)	合計受給資格期間等 (a+b+c+d)	受給資格期間等 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (保険料を納付)	第2号被保険者 (保険料を納付)	国民年金(非納付期間を除く)	(b+c)	(d)
月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月
厚生年金保険(b)				
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金		
月 月 月	月 月 月	月 月 月		

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金 一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

(1) これまでの加入期間

これまでの加入期間は「過去の年金加入実績」について記載されているものです。この加入期間には「保険料を納付した期間」だけでなく「納付免除手続きによって保険料を納付しなくてもよくなった期間の一部」も、加入期間に含まれます。加入期間は、「年金を受給する資格」を判断する期間であって、この期間をもって年金額が計算されているものではないという点を確認してください。

(2) これまでの加入実績に応じた年金額

(1)の加入実績を踏まえたうえで、現時点ではどれくらいの年金を受け取ることができるのかを概算で算出したものです。なお、ここで記載されている金額は「現時点で年金を受け取る場合」なので、将来的に60歳になるまで加入を続けていけば、その期間に応じて年金額は増えることとなります。

(3) これまでの保険料納付額

現時点までに支払った保険料の総額が記載されます。

50歳以上の方への通知で確認

平成31年度「ねんきん定期便」(50歳以上)ウラ

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか?

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 - ・全期間の年金記録の確認
 - ・通知書の再交付申請 など
- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を老後の生活設計にご活用下さい。
- 基礎年金番号と「お客様のアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで

スマートフォンでご利用登録は、QRコードで

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国・府・県・市・特別区)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
-----------------	----------------------------	--------------------------

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

0570-058-555

※050から始まる電話でお掛けになる場合は 03-6700-1144

【受付時間】 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜 日 午前8:30～午後5:15
第2土曜 日 午前9:30～午後4:00

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合、翌期日は午後7:00まで。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等	受給資格期間 (b+c+d)
第1号被保険者 (※納付済月数)	第3号被保険者	国民年金計 (※納付済月数)					
月	月	月	月	月	月		月

厚生年金保険 (b)

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計
月	月	月	月

(1)

3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	老齢基礎年金
(1) 基礎年金				円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(標準比例部分)	(標準比例部分)	(標準比例部分)	円
公務員厚生年金期間	(標準比例部分)	(標準比例部分)	(標準比例部分)	円
私学共済厚生年金期間	(標準比例部分)	(標準比例部分)	(標準比例部分)	円
(1)と(2)の合計				円

(2)

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

(1) これまでの年金加入実績

50歳未満の方向けの内容よりも、より細かい内容が記載されています。具体的には「合算対象期間」と「受給資格期間」が新たに記載されています。合算対象期間には「学生納付特例期間(学生のため保険料の納付を免除されていた期間)」や、「若年者納付猶予期間(30歳未満の人で低所得のため、納付が困難と認められたことによる保険料免除期間)」などが該当します。

また、受給資格期間は、年金を受給する権利があるかどうかを判断する基準となる期間のことで、「保険料納付済期間」、「法定免除期間」及び「合算対象期間の合計が「10年以上」必要になります。

(2) 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

年金を実際に受け取る年齢とその時の受け取ることができる年金額がいくらになるかを、具体的に計算した金額が記載されます。ここで記載されるものは「国民年金の老齢年金額」「厚生年金保険の老齢年金額」「公務員厚生年金期間の老齢年金額」「私学共済厚生年金期間の老齢年金額」です。それぞれの加入期間に応じて計算された年金額が記載されます。これは65歳までに支給される年金と65歳以降から支給される年金とは、内容が異なるものだからです。